

教職員の懲戒処分に係る基準《標準例》

【1 一般服務】 《共通》

項目	内容	処分の量定				備考	
		免職	停職	減給	戒告		
欠勤	10日以内	正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた者			○	○	
	11日～20日	正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた者		○	○		
	21日以上	正当な理由なく21日以上勤務を欠いた者	○	○			
遅刻・早退の繰り返し	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた者					○	
休暇の虚偽申請	病欠休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした者			○	○		
勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた者			○	○		
職場内秩序 びん乱	上司等に対する暴行	上司等に対する暴行により職場の秩序を乱した者		○	○		
	上司等に対する暴言	上司等に対する暴言により職場の秩序を乱した者			○	○	
虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った者			○	○		
違法な職員 団体活動	争議行為 怠業的行為	地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は県の機関の活動能力を低下させる怠業的行為をした者			○	○	
	共謀あり そそのかし	地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して、同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった者	○	○			
秘密漏えい		職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた者	○	○			
		上記において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした者	○				
		具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた者		○	○	○	
個人情報	目的外収集	職権を濫用し、専らその職務の用以外に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等の情報を収集した者			○	○	
	不適正使用	上記において、知り得た情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用した者	○	○	○		
政治的目的を有する 文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した者					○	
営利企業等従事	許可なく営利企業等に従事した者			○	○		
セクシュアル ・ ハラスメント	暴行、脅迫、業務上の立場を利用したわいせつな行為	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした者	○	○			
	わいせつな言動等の繰り返し	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的内容の電話や電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動（以下「わいせつな言辞等の性的言動」という。）を繰り返した者		○	○		
	わいせつな言動等による精神疾患罹患	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的言動を繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患させた者	○	○			
	わいせつな言動等	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的言動を行った者			○	○	

※ セクシュアル・ハラスメント…他の者を不快にさせる職場における性的言動、他の職員等を不快にさせる職場外における性的言動

教職員の懲戒処分に係る基準《標準例》

《共通》

項 目	内 容	処 分 の 量 定				備 考
		免 職	停 職	減 給	戒 告	
パワー・ハラスメント	著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた者		○	○	○	
	指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返した者		○	○		
	強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた者	○	○	○		
不適正な業務執行	事務処理に適正さを欠き、又は職務命令に従わず、公務の運営に支障を与え、又は県民等に重大な損害を与えた者		○	○	○	
公文書の不適正な取扱い	公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した者	○	○			
	決裁文書を改ざんした者	○	○			
	公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた者		○	○	○	
収 賄	賄賂を収受した者	○				
競売入札妨害	競売入札の公正を害すべき行為を行った者	○	○			

※ パワー・ハラスメント…職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの。

《児童生徒関係》

項 目	内 容	処 分 の 量 定				備 考
		免 職	停 職	減 給	戒 告	
体 罰	体罰を加えたことにより、児童生徒を死傷させたり、児童生徒に重大な後遺症を負わせたり、負傷させたりした者、あるいは精神的苦痛を与えたりした者	○	○	○	○	
児童生徒への セクシュアル ・ ハラスメント	わいせつ行為 児童生徒に対し、暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は学校における教師・児童生徒等の関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした者	○				
	わいせつな言動等の繰り返し わいせつな言辞、性的内容の電話や電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動（以下「わいせつな言辞等の性的言動」という。）を繰り返した者	○				
	わいせつな言動等による精神疾患罹患 わいせつな言辞等の性的言動を繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患させた者	○				
	わいせつな言動等 わいせつな言辞等の性的言動を行った者	○	○	○		
児童生徒への不適切な指導	児童生徒に対し、不適切な指導を行い、相手に対し精神的苦痛を与えた者	○	○	○	○	

教職員の懲戒処分に係る基準《標準例》

【2 公金公物取扱い】

項目	内容	処分の量定				備考
		免職	停職	減給	戒告	
横領	公金又は公物を横領した者	○				
窃取	公金又は公物を窃取した者	○				
詐取	人を欺いて公金又は公物を交付させた者	○				
紛失	公金又は公物を紛失した者				○	
盗難	重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った者				○	
公物損壊	故意に公物を損壊した者			○	○	
出火・爆発	過失により公物の出火、爆発を引き起こした者				○	
諸給与の違法支払 不正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した者及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した者			○	○	
公金公物処理不適正	自己保管中の公金の流用等、公金又は公物の不適正な処理をした者			○	○	
コンピュータの 不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた者			○	○	

教職員の懲戒処分に係る基準《標準例》

【3 公務外非行】

項目	内容	処分の量定				備考
		免職	停職	減給	戒告	
放火	放火をした者	○				
殺人	人を殺した者	○				
傷害	人の身体を傷害した者		○	○		
暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをし、人を傷害するに至らなかった者			○	○	
器物損壊	故意に他人の物を損壊した者			○	○	
横領 (公金公物を除く)	自己の占有する他人の物を横領した者	○	○			
	遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者			○	○	
窃盗・強盗	窃盗 他人の財物を窃取した者	○	○			
	強盗 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強奪した者	○				
詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた者	○	○			
賭博	賭博をした者			○	○	
	常習 常習として賭博をした者		○			
麻薬等の所持等	麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした者	○				
酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような粗野又は乱暴な言動をした者			○	○	
淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行した者	○	○			
わいせつ行為	痴漢行為、のぞき行為及び盗撮行為等、わいせつな行為をした者	○	○	○		

教職員の懲戒処分に係る基準《標準例》

【4 交通事故・違反】

項目	内容	処分の量定				備考
		免職	停職	減給	戒告	

《人身事故》

酒酔い運転	死亡	酒酔い運転で人を死亡させた者	○					
	重傷	酒酔い運転で重篤な傷害を負わせた者	○					
	傷害	酒酔い運転で傷害を負わせた者	○					
	救護等措置義務違反	酒酔い運転で人を死亡させ、重篤な傷害を負わせ又は傷害を負わせた者で、措置義務違反をした者	○					

酒気帯び運転	死亡	酒気帯び運転で人を死亡させた者	○	○				
	重傷	酒気帯び運転で重篤な傷害を負わせた者	○	○				
	傷害	酒気帯び運転で傷害を負わせた者	○	○				
	救護等措置義務違反	酒気帯び運転で人を死亡させ、重篤な傷害を負わせ又は傷害を負わせた者で、措置義務違反をした者	○					

飲酒運転以外の交通事故	死亡	人を死亡させた者	○	○	○			
	重傷	重篤な傷害を負わせた者	○	○	○			
	傷害	傷害を負わせた者		○	○	○		
	救護等措置義務違反	人を死亡させ、重篤な傷害を負わせ又は傷害を負わせた者で、措置義務違反をした者	○	○				

《交通違反》

酒酔い運転	違反	酒酔い運転をした者	○					
	危険防止等措置義務違反	酒酔い運転をした者で、物を損壊し、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした者	○					

酒気帯び運転	違反	酒気帯び運転をした者	○	○	○			
	危険防止等措置義務違反	酒気帯び運転をした者で、物を損壊し、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした者	○	○				

著しい速度超過	違反	著しい速度超過をした者		○	○	○		
	危険防止等措置義務違反	著しい速度超過をした者で、物を損壊し、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした者		○	○			

悪質な交通法規違反	違反	悪質な交通法規違反をした者		○	○	○		
	危険防止等措置義務違反	悪質な交通法規違反をした者で、物を損壊し、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした者		○	○			

飲酒運転容認	運転者が飲酒状態にあることを認知しつつ、当該運転者に運転を勧め、又は当該運転者が運転することを幫助した者	○	○	○				
--------	--	---	---	---	--	--	--	--

【5 指導監督責任】

項目	内容	処分の量定				備考
		免職	停職	減給	戒告	

指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受けた場合等で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた者		○	○	○		
---------	---	--	---	---	---	--	--

非行の隠ぺい・黙認	部下職員の非違行為を知り得たにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した者	○	○	○			
-----------	---	---	---	---	--	--	--